

令和4年度 住宅専門家相談

法律相談

住宅（空き家等）のトラブルで悩んでいることや
困っていることはありませんか？

弁護士が専門的な見地から、相談に応じます。
お気軽にご相談ください。



定員：3組（事前予約制）
時間：①13：30～ ②14：30～ ③15：30～（1組45分）
対象者：市内在住の方、市内に住宅を所有されている方
相談内容：住宅に関する法律相談（弁護士）
相談料：無料
場所：堺市役所の会議室（高層館14階 住宅まちづくり課で受付）

相談日	申込受付期間（平日9時～17時30分）
4月28日（木）	4/4（月）～4/22（金）
5月26日（木）	5/2（月）～5/20（金）
6月30日（木）	6/2（木）～6/24（金）
7月28日（木）	7/4（月）～7/22（金）
8月25日（木）	8/2（火）～8/19（金）
9月29日（木）	9/2（金）～9/22（木）
10月27日（木）	10/3（月）～10/21（金）
11月17日（木）	11/2（水）～11/11（金）
12月22日（木）	12/2（金）～12/16（金）
1月26日（木）	1/4（水）～1/20（金）
2月16日（木）	2/2（木）～2/10（金）
3月23日（木）	3/2（木）～3/17（金）

- ※ 予約は先着順優先です。定員に達した場合、ご参加いただけないことがあります。
- ※ 本相談は、初回相談者優先となっております。
- ※ 係争中、営利目的等の案件は、相談対象外です。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。
中止となる場合はホームページでご案内します。

< 申込み・問合せ先 >

堺市役所 建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8215（直通） FAX：072-228-8034

電子メール：jumachi@city.sakai.lg.jp

ホームページ：堺市トップページ→くらし・手続き→住宅・建築→住宅→住まいの相談をしたい→堺市住宅専門家相談

